

00855

# 鳥取縣公報

昭和二十四年七月十五日  
第二千二十八号 金曜日

本書ノ本サハ國定規格 A5判

## 條例

石材運搬船 九〇〇円  
側開土運搬船 九〇〇円

## 規則

### ◆鳥取縣規則第六十二号

馬の流行性脳炎予防規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣條例第四十九号  
昭和二十四年三月鳥取縣條例第二十三号縣有船舶貸付使用料條例中次のように改め昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有船舶貸付使用料條例中改正條例

別表を次のように改める。

## 船舶貸付料

一日貸付料

|     |        |
|-----|--------|
| 久松丸 | 三、五〇〇円 |
| 因伯丸 | 三、三〇〇円 |
| 米子丸 | 一、二〇〇円 |

第一條 家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により当分の間別表の区域から馬又はその屍体若しくは病毒傳播の虞ある物品の移入を禁止する。

第二條 別表の区域以外から移入しようとする馬について馬の流行性脳炎予防に關する規則

たもの) 済みのものでなければならぬ。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

(別表)

長野縣、宮城縣、群馬縣

第四條 この規則は屠殺のため屠場え直行する豚には適用しない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

豚コレラ予防に関する規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

豚コレラ予防に関する規則

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により当分の間別表の区域から豚及び豚コレラの病原傳播の虞ある物品の移入を禁止する。

第二條 別表の区域以外から移入しようとする豚については移入前三箇月以内二週間以前の間に豚コレラ予防注射を受けたものでなければならない。

第三條 移入した豚は最寄りの家畜防疫委員に届け出で、

◇鳥取縣規則第六十四号

縣有種牡豚貸付規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

東京都、埼玉縣、神奈川縣、靜岡縣、茨城縣、福島縣、秋田縣、宮城縣、山形縣、京都府、兵庫縣、奈良縣、愛媛縣、高知縣、香川縣、千葉縣、岩手縣

昭和二十四年四月鳥取縣規則第三十一号及び昭和二十四年五月鳥取縣規則第三十七号はこれを廢止する。

(別表)

◇鳥取縣規則第六十三号

豚コレラ予防に関する規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

豚コレラ予防に関する規則

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有種牡豚貸付規則

第一條 種豚の改良及び血液の更新をはかるため、この規則により縣有種牡豚を農業協同組合連合会に対

して貸付する。前項の縣有種牡豚の貸付を受けた畜産農業協同組合連合会(以下借受者という)は貸付種牡豚を種豚の改良並びに血液の更新をはかるに適当と認める者に貸付しなければならない。

第二條 縣有種牡豚の貸付を受けたいものは知事の指定する期日まで別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第三條 縣有種牡豚の貸付を受けたときは借受者は速やかに最終借受者を決定して別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。

最終借受者を変更したときも直ちにこれを知事に報告しなければならない。

第四條 縣有種牡豚の貸付期間は貸付の日より満二箇年とする。

但し貸付後知事が必要と認めたときは貸付期間を変更

することができる。

第五條 借受者は貸付種牡豚を農業共済保険に附さなければならぬ。

第六條 借受者は貸付種牡豚の借受時の價格に相当する金額をその貸付の日から二箇年賦で知事の指定する期日に納入しなければならない。

但し借受者が特別の事由ある場合において知事は借受者の申請により納入すべき期日を変更し或は満二箇年以内においてその全額を納入することができる。  
前項の金額を完納した借受者に対し知事はその種牡豚を無償譲与する。

第七條 貸付種牡豚が失踪、盜難、へい死、その他重大な事故を生じたときは直ちに知事に届け出でなければならぬ。

前項の場合借受者はその種牡豚の借受時の價格に相当する金額の全額を賠償しなければならない。

第八條 貸付種牡豚の受領は知事の指定する期日及び場所で行いこれに要する費用及び飼養管理その他一切の費用は借受者の負担とする。

第九條 借受者は別紙第三号様式による台帳を備え貸付種牡豚について該当欄に必要事項を記載しなければならない。

第十條 借受者がこの規則に違背したときは知事は貸付種牡豚を返納させることができない。

この場合借受者はこれによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

#### 附 則

この規則は公布の日から施行する。

#### 第一号様式 總有種牡豚貸付申請書

##### 一、種牡豚

頭

右縣有種牡豚貸付規則により貸付を受けたいので次の事項を具し申請致します。

| 番号 | 貸付名号 | 性 | 生年月日 | 借受期間 | 借受價格 | 最終借受者 | 摘要 |
|----|------|---|------|------|------|-------|----|
|    |      |   |      |      |      |       |    |
|    |      |   |      |      |      |       |    |
|    |      |   |      |      |      |       |    |
|    |      |   |      |      |      |       |    |

#### 別記

##### 貸付種牡豚借受証

鳥取縣知事 殿

昭和 年 月 日

借受者 團体長名印

別記の縣有種牡豚を借受致しましたので昭和二十四年七月十五日鳥取縣規則第六四號縣有種牡豚貸付規則を守りこの借受証を提出します

一、種豚改良計画  
鳥取縣知事 殿  
借受者 團体長名印  
記

00859

| 第三号様式 |       |
|-------|-------|
| 貸付番号  | 借受台帳  |
| 名号    | 血統    |
| 生年月日  | 借受期間  |
| 耳標番号  | 引取場所  |
| 产地    | 價格    |
|       | 家畜保險  |
|       | 加入年月日 |
|       | 保険金額  |

前項の團体で縣有綿羊の貸付を受けたいもの（以下借受者といふ）はこれを無畜農家に貸付しなければならない。

第二條 總有綿羊の貸付を受けたいものは知事の指定する期日までに別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第三條 總有綿羊の貸付を受けたときは借受者は速かに最終借受者を決定して別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。

最終借受者を変更したときは直ちにこれを知事に報告しなければならない。

第四條 總有綿羊の貸付期間は貸付の日より満三箇年とする。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

#### △鳥取縣規則第六十五号

無畜農家解消縣有綿羊貸付規則を次のように定める。

第一條 無畜農家の解消を計るため、この規則により縣有綿羊を縣内の綿羊農業協同組合、畜產農業協同組合連合会その他適當と認める團体に対して貸付する。

無畜農家解消縣有綿羊貸付規則

第五條 借受者は貸付綿羊が生後満五箇月以上経過した時農業共済保険に附さなければならない。

第六條 借受者は貸付綿羊の借受時の價格に相当する金



門技術員の審査はこの規則に基いて行うものとする。

第二條 知事は審査を実施するにあたり予め農林大臣と協議するとともに終了後二箇月以内に審査の実施状況を書面をもつて報告するものとする。

第三條 審査は中國地区専門技術員審査委員会（以下委員会といふ）に委嘱して行うものとする。

第四條 審査は原則として毎年一回実施する。

但し特に必要あるときは臨時に審査を行うことができる。

第五條 審査の実施期日、場所、審査出願書の受付期間、専門項目、審査課題に関する事項その他審査施行上必要な事項は審査実施期日の三箇月以前にこれを公示する。

第六條 審査は書面による審査と口頭による審査に分けて行う。

第七條 書面による審査は第五條の専門項目中審査を受けようとする項目に関する業績の報告書と委員会の選定した審査課題に対する報告書について行う。

第八條 口頭による審査は前條の確認を行うとともに専門技術員として必要と認められる健康、人格等についても併せて行うものとする。

第九條 審査を受けようとする者は左の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一、旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関（外国にあるものを含む。）において試験研究若しくは教育に從事した者、又は國、公共團体若しくは法人の組織（外国にあるものを含む。）において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者

二、旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者又は実業学校教育検定規程、中学校高等女学校教員検定規程及び

専門学校卒業程度検定規程による農業又は家政に関する学科の試験検定に合格した者で卒業又は合格後六箇年以上國、公共團体又は法人立の農業若しく

は家政に関する試験研究教育機関（外国にあるものを含む。）において試験研究若しくは教育に從事した者又は國、公共團体若しくは法人の組織（外国にあるものを含む。）において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者

三、旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）新制高等

学校又は外國におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定規程及び専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上國、公共團体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関（外國にあるものを含む。）において試験研究若しくは教育に從事した者又は國、公共團体、法人の組織（外國にあるものを含む。）において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者

第十條 審査を受けようとするものは左に掲げる書類を知事が示した期日までに知事に提出しなければならない。

- 一、審査出願書（様式一）
- 二、履歴書（様式二）
- 三、前條各号の一に該当することを証明する資料
- 四、業績報告書
- 五、審査課題報告書
- 六、その他必要な資料

第十一條 知事は審査施行後一箇月以内に審査に合格した者の氏名を公示し合格者に対し合格証明書（様式三）を交付する。

第十二條 合格証明書を亡失又は毀損したときは本人の申請（理由書を付す。）によつて知事は再交付することができる。

第十三條 審査に閉する提出書類に虚偽の記載をなした者は審査を停止し又はその合格を無効とするものとする。

前項に該當する者については一定期間審査の出願を停止することがある。

第十四條 審査手数料はこれを徵集しない。

#### 附 則

第十五條 この規則は公布の日から施行する。

第十六條 第九條第一項及び第二項の農業に関する課程には第五條の専門項目に關係ある工科及び理科の課程を含むものとする。

第十七條 第九條中農業又は家政に関する教育機関とは農業又は家政に関する新制高等学校(旧制中等学校)又はこれと同等以上の教育機関とする。

第十八條 昭和二十四年度に限り第五條の期間を一箇月以前とする。

様式一(用紙半紙)

審査出願書

本籍

現住所

氏名(振仮名をつけること)

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 生年月日          | 学年月日               |
| 現住所           | 業務                 |
| 氏名(振仮名をつけること) | 業                  |
| 生年月日          | 生年月日               |
| 現住所           | (職務内容を詳細に且つ明確に記載す) |

様式二(用紙半紙)

本籍

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 生年月日          | 学年月日               |
| 現住所           | 業                  |
| 氏名(振仮名をつけること) | 業                  |
| 生年月日          | 生年月日               |
| 現住所           | (職務内容を詳細に且つ明確に記載す) |

ること)

#### 告 示

◇鳥取縣告示第三百七十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市上町一六四番地

現住所 同

昭和二十四年七月五日第一、三九四号

堺 美代子

大正六年四月十一日生

本籍地 日野郡福榮村大字神福七四六番地ノ一

現住所 同

昭和二十四年七月五日第一、三九五号

田口菊子

明治三十九年十月三十日生

明する

○○○に関する専門技術員の審査に合格したことを証

年月日 知事印

木籍地 東伯郡倉吉町大字越中町二、一二三番地  
現住所 鳥取市東品治町一一八番地山本太郎方

私儀○○○の項目について専門技術員の審査を受けたので書類を具して願い上げます。

年月日

右 氏 名印

履歴書

本籍

00865

00864





二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関  
三、登録番号 第七号  
四、取扱水産物の種類 生鮮水産物  
五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡八橋町大字徳万六四六ノ四  
鳥取縣水產業会八橋荷受所

◆鳥取縣告示第三百七十八號  
鳥取縣協同農業普及事業に從事する専門技術員審査規則に基づき昭和二十四年度において次のように専門技術員の審査を行う。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第三百七十七號

昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十五号災害復旧耕地事業補助規程第二條による昭和二十三年度水害復旧事業

補助率を次のように定め昭和二十四年四月一日から適用する。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條による補助率を耕地事業については事業費の十分の五以内、公共施設事業については事業費の十分の六、五以内とする。

00871

四、提出書類及び期限

(1) 審査出願書 別記様式一

1、昭和二十四年八月五日まで

2、審査出願書に添附すべき書類

(1) 履歴書 別記様式二

(2) 出願資格を証明する資料

(3) 最終學校卒業証明書又は試験検定証明書

(4) 関係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の点は再度資料を提出させることがある)

(5) 過去の業績報告書 別記様式三

(6) 審査課題に対する答案 八月十五日

審査課題に対する答案 出願者より出願資格認定の通知を受けたものが提出する。

1、専門項目別審査課題 別記

2、作成要領 出願者において審査課題中より題撰定し八〇〇〇字以内で作成すること

三、提出部数 各二部

五、願書提出先

鳥取縣農林部農務課技術係宛

(必ず書留郵便又は本人持参のこと)

六、審査出願資格

(1) 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の學校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上國・公共團體若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機關(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に從事したもの、又は國・公共團體若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者。

(2) 旧制専門學校、新制短期大學、又はこれに準する教育機關若しくは外國におけるこれと同等の學校で農業又は家政に関する課程を修了したも又は実業學校教員検定規程 中學校、高等女學校教員検定規程及び專門學校卒業程度検定規程による農業又は家

三、審査を出願すべき専門項目

(一) 病害虫 (二) 土壤肥料 (三) 稲 (四) 麦及び雑穀 (五) そ菜及びも類 (六) 喬產 (七) 生活改善

(八) 農機具及び畜力利用 (九) 農產加工 (十) 喬產加工 (十一) 農業經營 (十二) 果樹 (十三) 工芸作物

(島根縣安濃郡川合村 山陰線石見太田駅下車)

二、書面による審査の期間 昭和二十四年八月二十五日から八月二十九日まで

二、口答による審査の期日及び場所

1、期日 昭和二十四年八月二十六日

2、場所 農林省畜產試驗場中國支場

00872

政に關する学科の試験検定に合格した者で卒業又は合格六箇年以上國、公共團體又は法人立の農業若しくは家政に關する試験研究教育機關（外國にあるものを含む）において試験研究若しくは教育に從事した者、又は國、公共團體若しくは法人の組織（外國にあるものを含む）において農業若しくは家政に從事する実務又は普及事業に從事した者。

(2) 旧制中等學校（旧制乙種農學校を含む）新制高等學校又は外國におけるこれと同等の學校を卒業した者又は實業學校卒業程度検定規程及び専門學校入学者検定規程による試験検定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上國、公共團體又は法人立の農業若しくは家政に關する試験研究教育機關（外國を含む）において試験研究若しくは教育に從事した者、又は國、公共團體、法人の組織（外國にあるものを含む）において農業若しくは家政に關する実務又は普及事業に從事した者。

## 別記

政に關する学科の試験検定に合格した者で卒業又

は合格六箇年以上國、公共團體又は法人立の農業若

じくは家政に關する試験研究教育機關（外國にあるものを含む）において試験研究若しくは教育に從事した者、又は國、公共團體若しくは法人の組織（外

國にあるものを含む）において農業若しくは家政に從事する実務又は普及事業に從事した者。

## 専門項目別審査課題

## 一、病害虫

- 1、我國における病害虫撒粉防除の將來性について
- 2、中國（又は山陽、山陰）地方における米麥の特殊病害虫について
- 3、病害虫発生予察上の諸問題について

## 二、土壤肥料

- 1、中國（又は山陽、山陰）地方における農耕地の地力の增强に関する具体的方策について
- 2、中國（又は山陽、山陰）地方における水稻秋落問題に関する具体的改良方策について
- 3、合理的施肥の要諦について

## 三、稻

- 1、中國（又は山陽、山陰）地方における稻作の技術的欠陥とその改善方策について
- 2、中國（又は山陽、山陰）地方における稻作の新技術とその導入について
- 3、麦及び雜穀

## 四、麦及び雜穀

1、中國（又は山陽、山陰）地方における麦作の技術的欠陥とその改善方策について

2、中國（又は山陽、山陰）地方における麦作の新技術とその導入について

## 五、そ菜及びいも類

1、現在及び將來におけるそ菜園芸（又はいも類栽培）の重要な問題について

2、そ菜の品種育成並びに普及の動向について

3、輸送そ菜園芸上の諸問題について

## 六、畜産

1、和牛の今後の改良方法として登録事業の普及發達以外に如何なる方策をとるべきか

2、家畜の種類と飼料との関係について

3、和牛界における傳染性流産及びトリコモナスの發生現況とその対策如何

七、生活改善

## 七、生活改善

- 1、中國地方における農產加工の今後の進み方について
- 2、畜產加工
- 3、農產加工

## 八、農機具及び畜力利用

1、農機具及び畜力利用の動向について

2、農機具を鑑定する場合の測定方法について

- 3、中國地方の各種立地條件下（例えれば水田と畑作、山地と平野等）において耕耘のため使役する場合牛と馬との畜力上の得失を比較せよ
- 4、黒毛和種の畜力は無角和種、朝鮮牛及びホルスターイン種に比して優劣ありや、若しありとすれば各品種の畜力上の差異を述べよ

## 九、畜產加工

- 1、中國地方における農產加工の今後に進み方について



